

8月は

人権尊重社会をめざす「県民運動 強調月間」です。

人権は、誰もが生まれながらにして持っている、人間が人間らしく生きるための、誰にも侵されることのない永久の権利です。

児童・高齢者に対する虐待、女性に対する暴力、障害者の方への偏見からの差別など、様々な人権問題が増加しています。またインターネットを悪用した人権侵害など新たな人権問題も発生してきています。

とりわけ、同和問題における差別・偏見は、同和地区に生まれ育ったということだけで、就職や結婚など社会生活を営む中の様々な面で差別を受けるという、人間が当然持つ基本的人権を侵すという重大な社会問題であり、一日も早く解決していくことが、私たち一人ひとりの課題です。

毎年8月に行われるこの運動は、『すべての県民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会』を実現するために、県・市町村はもちろん、県民総ぐるみで取り組む運動です。

この機会に、様々な人権問題について理解を深め、お互いを尊重し、差別のない明るい社会をつくっていきましょう。

お互いの人権を守り、守られる社会をつくるには、私たち一人ひとりが、自分の問題として正しい理解と認識を深め、間違いを正す勇気と行動力が必要です。

まずは、何事も相手の身になって考えてみましょう。差別をなくすためには、私たちの日頃のこうした心がけが大

切です。

問い合わせ／人権推進課（☎581・2121内線411）へ。

ご参加ください！
「ヒューマンフェスタ2007さいたま」

埼玉県では、人権尊重社会をめざす県民運動強調月間の事業として、「ヒューマンフェスタ2007さいたま」を開催します。みなさんお揃いで、ぜひご参加ください。

日時／8月22日(水)午前10時～午後4時40分

会場／大宮ソニックシティ

内容／大ホール午後1時～ 人権作文表彰・発表、人権問題講演会 講演者アグネス・チャン（歌手・教育学博士）、コンサート 狩人（歌手）

入場料／無料

その他／会場では、午前10時から人権落語（桂七福）、11時10分～講演会 落合恵子（作家）、人権啓発資料展示、イベント広場ではアトラクションなども行われます。

問い合わせ／埼玉県人権推進課（☎048・830・2256）へ。

『農地転用を目的とした農振農用地からの除外目的及び条件に係る運用方針』の一部を改正しました！

町では、農業上の利用に支障の少ない農地の計画的な土地利用や優良農地の確保、社会経済情勢の変化に対応した問題点の改善を図るため、農地転用を目的とした農振農用地からの除外目的及び条件に係る運用方針について一部改正を行いました。この改正は、平成19年7月1日から適用されています。改正された除外目的及び条件は、下表のとおりです。

除 外 目 的	除外対象とする農地の位置及び条件
・自己用住宅等（非農家住宅・建売住宅・長屋建住宅・共同住宅を含む） ・地域住民の日常生活に必要な物品の販売、加工、修理等の店舗・事業所等（産業廃棄物処理施設・リサイクル施設・有価物置場を除く） ・事業所が近傍に設置する資材置場・駐車場（建設残土・有価物置場を除く） ・地域住民のための駐車場	・集落地域内及びその周辺で既存宅地から50m以内。ただし、公共施設等の立地状況により適用が異なる場合があります。 ・他への転用のおそれが無いこと。 ・土地改良事業に基づく、ほ場整備農地は除きます。
・その他農業振興地域の振興、又は地域の振興に必要な施設	・企業誘致等については、町長が認める地域。

なお、除外目的全体の共通条件として、次の2点があります。

- ①計画者は、他に農振農用地以外の農地（いわゆる白地農地）や農地以外の土地を原則として所有していないこと。
- ②都市計画法、建築基準法等の開発行為関係法令及び寄居町水と緑のまちづくり条例に整合すること。

問い合わせ／農業委員会（☎581・2121内線407・408）へ。

ご協力ください

法令に基づく水道メーターの交換作業

水道メーターは、『計量法』により製造から8年を経過する前に取り替えることになっています。

今年は、9月から12月にかけて、町指定の水道工事が町からのお知らせ文書を持参して、該当するご家庭等にお伺いしてメーターの交換を行いますので、皆様のご協力をお願いします。

対象地域	交換期間	備 考
大字桜沢地区（南飯塚区を除く）及び本町区、菅原区	9月下旬～10月中旬	給水区の10・12・17・20・22区が対象
寄居町全域（上記の地域を除く）	9月上旬～12月下旬	製造から8年目を迎えるメーターが対象

また、作業を迅速に行うため、次のことにご協力をお願いします。

- ・メーターボックスの上に物を置かないでください。
- ・メーターボックスの中はきれいにしておいてください。
- ・メーターの近くに犬をつながないでください。

※水道メーターは町からの貸出品ですので、交換に伴う費用は無料です。

問い合わせ／上下水道課（☎581・2121内線264）へ。

うちわデザインが決定しました！！

町商工会が商業活性化事業の一環として実施する、うちわスタンプラリーのデザインが決定しました。

この「うちわ」は、8月1日～31日の1ヵ月間、町内で開催される「第2回うちわスタンプラリー」で使用されるものです。

町内在住の中学生から、デザインの公募をしたところ、計70点の応募をいただきました。最優秀作品、優秀作品は、スタンプラリー実行委員会（委員長：峯岸秀典商工会長）ら関係者による投票によって下記のとおり決定しました。たくさんのご応募ありがとうございました。

なお、この「うちわ」は、すでに各ご家庭に配布済みですが、期間中は、商工会やスタンプラリー参加店舗でも無料で配布しています。ぜひご利用ください。



◆最優秀作品(写真)：矢部哲生さん（城南中1年）

◆優秀作品：鎌倉有那さん（寄居中2年）、落合沙紀さん（寄居中2年）

問い合わせ／寄居町商工会（☎581・2161）へ。

①最低25年以上（ア・イの合計期間）が必要で、ア 国民年金保険料を納めた期間、イ 国民年金保険料の全額免除や多段階免除、若年者猶予、学生納付特例を受けた期間、ウ 第3号被保険者期間、エ 厚生年金、共済組合の加入期間、オ 任意加入できる人がいなかった期間（カラ期間）※一部免除を受けた月でも、残額の保険料を納めない月は未納期間となります。

②原則として65歳から受けられます。例外として「繰上げ」と「繰下げ」の制度があります。

●繰上げ請求→希望すれば60歳からでも減額された年金が受けられる制度

注意→障害基礎年金の請求ができない、寡婦年金が受けられないなどの給付制限があります。

●繰下げ請求→希望すれば66歳以降に遅らせて増額した年金を受けられる制度

注意→振替加算も繰下げになり、65歳に達したときや65歳以降に老齢の年金以外（例：遺族厚生年金）の受給権を得た場合は、繰下げ請求できません。

老齢基礎年金を受けるためには

年金 あれいね



せん。

★両制度とも、一度決まった支給率（年金額）は一生変わらないので注意が必要です。

③年金額

加入可能年数（40年間）を納めると、年額は792,100円です（平成19年度額）。

◎付加保険料を納めた人は、老齢基礎年金に次の額が加算されます。

付加年金額（年額）＝200円×付加保険料を納めた月数

④受け取るための手続き

●国民年金の第1号被保険者期間のみの人→町民課

●右記以外の人（第3号被保険者期間を有する人や、厚生年金の加入期間のある人）→熊谷社会保険事務所

問い合わせ／熊谷社会保険事務所（☎522・5211）または町民課（☎581・2121内線108・109）へ。

※熊谷社会保険事務所・町民課にお問い合わせの際は、年金番号・住所・氏名・生年月日を確認させていただきます。

また、熊谷社会保険事務所への問い合わせ件数が多く、電話がつかりにくい時もありますのでご了承ください。